うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）				
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）
1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。
2　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
5　遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第一号の二第4の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計								
						××積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額																
新株の発行	××	××		××						××						××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××						△××
中間純利益							××	××		××						××
自己株式の処分									××	××						××
・・・・・・																××
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××

別紙様式第二号第1の13を次のように改める。